食品の提供・譲渡に関する協定書

○○（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が乙から提供される食品（以下「提供食品」という。）を受領、管理及び譲渡するにあたり、以下のとおり協定する。

１ 目的

この協定は、公益財団法人東京都環境公社が実施するフードバンク寄贈促進事業(以下「補助事業」という。) を通じて、賞味期限前であっても廃棄せざるを得ない食品を有効に活用し、食品ロスの削減を図ることを目的とし、締結するものとする。

２ 食品の提供

乙は、甲の希望を考慮して、提供する食品の種類や量、配送方法や納期を検討し、甲に対しこれを提供するものとする。

３ 提供食品の品質確保

乙は、食品衛生法その他関係する法令に適合（賞味期限内であることを含む。）する食品を甲に提供するものとする。

４ フードバンク活動団体における提供食品の品質管理

甲は、提供食品の品質が保持されるよう適切に取扱うとともに、受取先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

５ フードバンク活動団体における転売等の禁止

甲は、乙の合意の下に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

６ フードバンク活動団体における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

甲は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを３年間保存するものとする。また、乙が希望する場合、乙に対し、提供食品の譲渡の結果について報告をするものとする。

７ 責任の所在

（１）提供段階及び賞味期限までの提供食品の品質については、原則、乙において品質を保証するが、提供後の保存方法や賞味期限の遵守については、甲の責任において管理すること。

（２）食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは乙の責任、提供後の原因によるものは甲又は提供食品の受取先の責任とする。

８ 提供食品に係る事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

９ 提供食品の受取先の範囲

甲は、フードバンク活動を通じた食品ロス削減のため、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は、直接個人に対して食品を譲渡するものとする。

10 協定書の有効期間

本協定書の有効期間は、本協定の締結の日から令和６年３月31日とする。

期間満了の１ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも書面による協定終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を１年間更新するものとし、補助事業終了以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

年 　 月 日

 （甲）住 所

 名 称

 代表者名 ㊞

 （乙）住 所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　 称

 代表者名　　　　　　　　　　 ㊞